

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 2 4 日

南越前町長 岩倉 光弘



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

合波・大門地区（合波、大門）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 2 3 日

3. 対象地区内の耕地面積

34. 9ha

4. 対象地区内における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 3 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

現状経営面積 22. 0ha

引受意向面積 24. 2ha

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・合波集落の農地利用は、中心経営体である認定新規就農者 1 名と集落営農組織が担っていくが、個人農家の機械が使用できる間は、現状のまま維持していくこととする。また、農地全体が面的にまとまっていることから、農地の集約化については当面現状どおりとする。

・大門集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 3 名と認定新規就農者 1 名が担っていく。ただし、S 氏は、年齢的なことを考慮し、認定農業者である N 氏に農地の付け替えを進めることで対応していく。